

第 85 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2026 年 7 月 5 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	非常勤の声	委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 7 月 16 日 阪大控訴審判決報告集会 p. 1	2. 阪大控訴審判決、原告逆転勝訴 p. 2
3. 全面勝訴判決を受けて p. 2～3	4. 大阪芸術大学雇止め撤回裁判報告 p. 3
5. 大阪芸大労働委員会報告 p. 4	

阪大控訴審逆転勝訴!!

7月16日判決報告集会開催

「2013年から10年上限雇い止め」阪大非常勤講師4名が地位確認と雇止め無効を求めて大阪高裁に控訴した集団訴訟は5月15日（金）14時から別館72で判決が下され、昨年1月30日の大阪地裁不当判決とは逆に、控訴人（原告）側の全面勝訴になりました！

先行訴訟の東京海洋大学事件の控訴審では今年1月15日に原告逆転勝訴の判決が東京高裁で出ましたが、阪大控訴審もそれに続き、原告の無期雇用契約者としての地位を認め、雇止めの無効と未払賃金の支払及

び2022年度の賃下げの不利益変更を認める画期的な内容です。

7月16日（木）18時30分よりエルおおさか501で、阪大控訴審判決報告集会を開催します。当日は中村弁護士の判決文解説に加えて、先行訴訟で同じく原告逆転勝訴の東京海洋大学控訴審の原告と弁護団の方々もZoomでご参加いただきます。Zoom参加できますのでみなさまのご参加をよろしくお願いいたします。（文責：新屋敷）

日時：2026年7月16日（木）18：30～20：00（予定） 参加費無料

報告者：中村和雄弁護士（原告代理人）、東京海洋大学訴訟弁護団

開催場所：エルおおさか本館903号室

（京阪本線・谷町線天満橋駅より徒歩5分、

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14）

Zoom 参加：ミーティング ID: 857 6121 0283 パスコード: 751935

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-4303-5400(関西私大教連気付、大村) 木・金 午後 メール: sodan@hijokin.org

2026 年 5 月 15 日阪大控訴審判決、 原告逆転勝訴!!

1 面でご紹介した通り阪大控訴審は原告側逆転勝訴で、また 2022 年度の労働契約締結時に実施された賃下げも労働条件の不利益変更にあたるという完全勝利というべき判決でした。

2025 年 1 月 30 日の大阪地裁不当判決に関し、阪大控訴審第 1 回期日で原告側弁護団は「控訴審開始にあたっての意見陳述」の中で「原判決には、重大な事実誤認や事実認定の脱漏があまりにも多く」「先に結論を決めてそれに合う事実だけを認定したのではないかと指摘しました。一方、控訴審判決は「被控訴人の具体的な求めとこれに対する非常勤講師らの対応の実情を吟味することを通じて、控訴人らが、被控訴人の指揮監督下にあるものと認められるかどうかを検討される必要がある」(41 ページ)とし、「業務遂行上の指揮監督の面から見ると、非常勤講師は、シラバスの作成、審査を通じ、あるいは、シラバスに基づく授業を実施する必要があるという点で、被控訴人の指揮監督を受けているといえるし、成

績評価(採点)についても」「被控訴人による強い指揮監督が及んでいたということが出来る。」(47 ページ)ので、「控訴人らについては、遅くとも本件各申込みの当時、有期労働契約の通算期間が 5 年を超える労働者であったことが認められるものというべきである。」(48 ページ)と結論づけています。

先行訴訟の東京海洋大学事件控訴審でも今年 1 月 15 日に原告逆転勝訴の判決が出ました。東京高裁判決は非常勤講師のような専門性の高い裁量性のある職種に 1980 年代に確立された労働者性を判定する基準を機械的に当てはめることは不十分であるとし、全国の大学では非常勤講師は労働契約であり、文科省も学校教育法違反になるので非常勤講師と労働契約を結ぶように何度も事務連絡を出しているなどの「その他の事情」を重視しました。

東京海洋大学に続き阪大も最高裁に上告しましたので、不受理を求める署名集めを行う予定です。(文責：新屋敷)

全面勝訴判決をうけて!

大阪大学を提訴したのは 2023 年なので、裁判自体は 4 年ですが、提訴以前に 10 年以上も阪大との団交に参加し、ビラ配布などもやってきました。思い返すと、15 年近くも大阪大学による組織的脱法行為と向き合い続けてきたわけです。

団交では、職員が組合の発言を遮って罵声を浴びせたことがありました。また、大学が文

科省からの指導で準委任契約から労働契約に変更する直前の学期では、学内サイトの担当授業の履修者名簿のところに、こっそりと担当外の専任教員の名前を入れ、専任教員が成績評価をしたように見せかける偽装工作をしたこともありました。それを法人本部は「さらなる教育の質保証だ」と嘯いたのでした。さらには、別の団交では、非常勤講師を雇止めして

いて、大学は教育の質をどのように担保するのかという質問に対し、「それは部局が考えること。法人本部は教育については関知しない」と答えたことも。

新たに付け加えると、6月に豊中キャンパス、阪大坂下の交差点付近で法律に則った、正当な組合活動として支援者の人たちとビラ配りをしていたところ、ここは阪大の私有地だから街宣をするなど抗議してきました。入学試験の時には不動産屋や旅行会社などがビラや

ティッシュを配っている同じ場所で、です。こういった悪質な“阪大しぐさ”を見てきた私としては、今回の全面勝訴判決はうれしいと同時に、この程度の判決を受け取るのに4年もかかっていることには、非常に“ムカついで”います。同時に、法人本部にこんなことをやらせている原因の一つに、多くの教職員たちの沈黙があります。“寝た子たち”をどう揺り起こしていくか、組合及び大学関係者の今後の課題と言えます。(文責：浦木)

大阪芸術大学雇止め撤回裁判！

第4回準備期日！

2021年度に採用され、期待権があるにも関わらず、能力不足という理由で2024年度に突然、大阪芸大から雇止めをされた裁判の4回目の準備期日が6月11日に行われました。大阪芸大は能力不足の根拠として、学生が原告の演奏を無断録音したものを裁判になってから次々と出してきました。これに対し、原告は他教員の演奏録音を出し、大学の評価がおかしいと反論しました。また、雇止め決定までの説明、能力不足と決定した当時の判断、最初に大学が出した学生の録音の日付けを変更していた事、学生採譜による楽譜をなぜ「原告作成」にしたのか、これらに関して求釈明を出しました。

しかし、大阪芸大は釈明に殆ど答えず、今度は基礎科目専任教員らの採譜を大量に出し、専任教員らの採譜を根拠に能力不足と決めつけました。当初は演奏をメトロノームのテンポに合わせなければならない、という説明をしていたにも関わらず、原告が他教員の録音や

証拠を出すと、「多少の演奏の揺れは許容する」と評価基準を変え、その証明として専任らの採譜を大量に出してきたのです。更に2022年12月に原告の授業の動画も音楽学科長が掘り起こして出してきました。

原告は雇止めされるまで、一度も注意指導を呈された事はなく、苦情も殆どありませんでした。担当科目は全て必修科目で2023年には授業コマ数も増え、通信教育部のスクーリング授業まで任されました。大阪芸大はこの点について何ら説明せず、この事実から逃げる為に学生録音や専任らの採譜などを後付けで出し、原告の能力攻撃に終始しています。理由も説明せず一方的に原告を雇止めにすることは不当です。次回の準備期日は8月6日です。電子署名も開始しました！一日も早く公開期日が開かれる為にも署名協力をお願い致します。<https://c.org/ZB9fmX7ytn>

(文責：原告A)

大阪芸大は組合側の主張に反論せず!!

昨年 10 月に大阪府労働委員会に不誠実団交として大阪芸術大学を訴えた事件の第 5 回審問が 5 月 15 日に同委員会で開催されました。当日まで組合側からの意見に対して大学側からの反論はなく、労働委員会から事件審査計画書が提案されました。それによると、主な争点として、①2024 年 10 月 24 日の音楽学科長と A 組合員との面談記録を組合に提出しなかったこと、②同日の面談で学科長が言及した学生からのクレームの録音記録を組合に提出しなかったこと、③雇止めを決定した 2024 年

9 月 27 日までの音楽学科内でおこなわれたとされる A 組合員の基礎能力に関する検討過程を開示しなかったこと、④団体交渉で音楽科の責任者であった学科長が団交に出席しなかったこと、の 4 点が争点として確定しました。証人尋問は双方から要求がなかったためおこなわれません。

今回の審問は 7 月 6 日大阪府労働委員会で行われ、最終陳述がおこなわれます。命令は 11 月頃に予定されています。(文責：江尻)

非常勤講師の劣悪な労働条件改善のために 今すぐ非常勤組合にご加入を！

あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 4 割を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、専任教員などのハラスメントなどで具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> のメールアドレスから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 06-6763-3206 関西私大教連)で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に ☐ 組合員として加入します ☐ 賛助会員として加入します		
氏名		氏名のフリガナ
住所 (—)		
Tel	Fax	Email
専門分野		担当科目
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 口以上の協力をお願いします)

